

令和6年度 施策評価シート

基本目標	Ⅳ	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	460	安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる
施策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる
施策の目標	虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、まち全体での虐待防止の環境が整っています。また、困難を抱えた子どもと家庭への支援体制が充実することで、次代を担う子ども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	「児童虐待を疑ったときの通報先を知っている」区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	26.7				37.0					
実績	26.7				25.3					
指 標 名	「子どもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	45.5				50.0					
実績	45.5				58.6					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
○平成28年の児童福祉法改正（平成29年4月施行）に伴い、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、同協議会の調整機関に専門職を配置し、必要な研修を受講させることとなった。さらに、特別区にも児童相談所の設置が可能となったことで、計画的な人材育成と人材確保が重要な課題となっている。 ○問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせず、地域のNPOやボランティア団体等の活動を促進するための支援を充実し、連携・協働を進めることが重要である。	R3	781,678
	R4	531,558
	R5	735,269

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
A	区の新規受理件数は以前は年々増加していたが、令和2年度以降横ばい傾向にある。令和元年10月から開始した児相からの送致も含め、近隣住民や在籍先からの通告が毎年一定数あることから、虐待の芽ともいえるSOSのサインを周囲の人たちがいち早く発見するための地域での見守り体制が充実してきている。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
○児童福祉法の改正に伴う児童相談所の区設置検討に向けて、専門性を有した職員の計画的な人材確保と人材育成が必要不可欠であり、子育て支援総合センターの機能強化を図る必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
○職員の人材育成を計画的・継続的に行い、研修の積極的な受講や専門職からの指導・助言を受け、職員の児童虐待対応力の向上を図る。	
○専門性を有した職員の採用及び配置計画を担当部署と調整していく必要がある。	
○児童虐待防止リーフレット等を作成し、子ども本人から相談できるよう相談窓口の普及啓発を図る。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳 出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳 出 総 額 (千円)	目的に対する指標	直近の評価内容
					年度目標値	評価結果
					年度実績値	評価対象年度
1	要保護児童対策地域協議 会運営経費	3,280	5,247	8,527	-	改善・見直しのうえ継続
					-	令和5年度
2	児童相談体制整備費	1,393	17,024	18,417		現状維持
						令和5年度
3	要保護児童対策強化事業 費(児童虐待未然防止推進 事業)	7,409	51,211	58,620	92	現状維持
					62	令和5年度
4	児童虐待対応強化事業	11,551	7,661	19,212	-	改善・見直しのうえ継続
					741	令和5年度
5	(特別)児童扶養手当支給事 務	653,646	25,816	679,462	-	現状維持
					1,277	令和5年度
6	ひとり親家庭等の医療費の 助成	56,959	8,512	65,471	-	現状維持
					1,295	令和5年度
7	養育支援訪問事業	1,031	4,256	5,287	82	改善・見直しのうえ継続
					312	令和5年度

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	要保護児童対策地域協議会運営経費					1
目 的	要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待防止のために必要な連携体制を強化する。					主管課・係（担当）
						子育て支援総合センター子ども相談担当
						5630-6351
対 象 者	要支援児童及びその保護者若しくは特定妊婦等					
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区要保護児童対策地域協議会設置要綱 児童虐待防止等に関する法律					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	主査3、常8、会計年度6	
事 業 内 容	要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議の開催及び講演会・講習会・事例検討会等の開催を予定。 令和5年度実績 講演会1回 代表者会議 2回、実務者会議 4回、個別ケース検討会議 75回、 他機関開催個別ケース検討会議 12回、 虐待防止・虐待再発防止親支援プログラムの実施 ・「マザー＆チャイルドグループ(ing)」2回(6日間) ・CARE(心理教育的介入プログラム)2回(6日間) ・児童虐待防止月間啓発活動 すみだまつり(錦糸公園)					
経 過	開始年度	平成23年度		終了予定	予定なし	
	平成14年5月 子どもを守るためのネットワーク協議会設置 平成18年11月 墨田区要保護児童対策地域協議会設置 平成19年4月に開設された「墨田区子育て支援総合センター」を要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関とのさらなる連携と体制強化を図っている。 令和5年4月 事務クーク(会計年度任用職員)を配置					
議 会 質 問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		1,463	2,353	730	1,212	4,023	4,725
A.決算額（令和6年度は見込み）		1,163	1,342	413	687	3,280	4,725
財 源	国						
	都	266	298	298	298	1,464	1,464
	その他						
一般財源		897	1,044	115	389	1,816	3,261
執行率（%）		79.5%	57.0%	56.6%	56.7%	81.5%	100.0%
B.人コスト					2,476	5,247	
総事業決算額（A+B）		1,163	1,342	413	3,163	8,527	
予算書P（令和6年度）		P176 8-2(2)		執行実績報告書P（令和5年度）		P115 2(2)	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	委員報酬	217	報酬	委員報酬	195	報酬	委員報酬	300
報償費	講師謝礼	369	報酬	会計年度	2,107	報酬	会計年度	2,453
需用費	マニュアル印刷	78	職員手当等	会計年度	238	職員手当等	会計年度	950
使用料及び賃借料	会場使用料	21	報償費	講師謝礼	460	報償費	講師謝礼	627
			旅費	会計年度	10	旅費	会計年度	10
			需用費	リーフレット	239	需用費	リーフレット	335
			使用料及び賃借料	会場使用料	31	使用料及び賃借料	会場使用料	49

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	代表者会議及び実務者会議回数				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		6	37	目標	5	5	5	5
				実績	5	5	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	6	6	6	6	6	6
		実績	6	5	6	6		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	代表者会議及び実務者会議は、構成する委員が変更となることがあるので、定期的に行う必要があり、回を重ねることにより、より効果的な会議運営や支援の合意形成ができています。また、組織的な認知度も高まっています。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	個別ケース検討会議回数				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
				目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業については、目標値を設定するものではなく、虐待受理件数や個別ケース検討会議の開催回数の多寡で評価することが適当でない事業である。虐待件数が少ないことが望ましいが、ケースを連携して見守るための会議は、積極的に行われることが望ましい。他の関係機関が開催する会議への参加も含め、児童虐待防止対策が地域での見守り体制の充実につながっていると考えられる。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	児童虐待ケースが増加している状況に鑑み、要保護児童対策地域協議会の役割は重要であり、本協議会を中心に今後もより一層の連携強化を関係機関と図っていく。

課題・問題点

施 策	策 463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	児童相談体制整備費					2
目 的	児童相談行政のあり方について検討するとともに、専門性を備えた人材の確保・育成を図り、児童虐待の予防、防止への対応力の強化について段階的に体制整備する。					主管課・係（担当）
						子育て支援総合センター子ども・家庭支援連携担当 内線3439
対 象 者	0歳～18歳未満の子どもとその家庭					
根 拠 法 令 関 連 計 画	児童福祉法					
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2	
事 業 内 容	●児童相談所開設に必要な人材(児童福祉司、児童心理司)の確保、育成 ●先行設置自治体の情報収集、特別区全体での課題共有と解決 ●東京都児童相談所との連携強化					
経 過	開始年度	令和元年		終了予定		
	国・東京都の経過 [H28]児童福祉法等の一部改正 特別区で児童相談所の設置が可能になった。 [H30]児童虐待防止総合強化プラン(新プラン) 児童福祉司の配置基準:人口4万人に1人から3万人に1人に変更 墨田区の経過 [H25]墨田区児童相談所移管準備検討委員会を設置 [H25～28]子育て支援総合センターにて事務取扱 [H29]子育て政策課に事務移管 [R4]子育て支援総合センターに事務移管					
議 会 質 問 の 状 況	R1.9月議会 しもむら区議 「設置に係る経費(財調)について」 R1.9月議会 はら区議 「新保健施設における児相の役割について」 R2.2月議会 としま区議 「設置に対する区の考え方、スケジュール、経費について」 R3.2月議会 しもむら区議 「新保健施設に整備する児相機能について、財源、先行区から見てきた課題」 R3.11月議会 「本区における児童相談体制の方向性について」報告					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・平成28年児童福祉法改正を受けて、練馬区を除く22区が児童相談所設置を表明 ・令和2年4月 世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談所が開設、7月 荒川区児童相談所が開設 ・令和3年4月 港区児童相談所が開設 ・令和4年4月 中野区児童相談所が開設 ・令和4年7月 板橋区児童相談所が開設 ・令和5年2月 豊島区児童相談所が開設 ・令和5年10月 葛飾区児童相談所が開設					

予算・決算額推移 (単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額 (事業費)		179	567	666	510	1,691	745
A.決算額 (令和6年度は見込み)		174	527	403	412	1,393	745
財 源	国						
	都					770	
	その他						
一般財源		174	527	403	412	623	745
執行率 (%)		97.2%	92.9%	60.5%	80.8%	82.4%	100.0%
B.人コスト		17,476	17,644	17,591	16,385	17,024	
総事業決算額 (A+B)		17,650	18,171	17,994	16,797	18,417	
予算書P (令和6年度)		P177 8-2(11)		執行実績報告書P (令和5年度)		P116 2(11)	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	講師謝礼	231	報償費	講師謝礼	216	報償費	講師謝礼	280
旅費	管内旅費	62	旅費	管外旅費	119	旅費	管外旅費	64
需用費	消耗品費	65	需用費	消耗品費	193	需用費	消耗品費	281
使用料及び賃借料	DVDレンタル	55	使用料及び賃借料	DVDレンタル	49	負担金補助及び交付金	一般負担金	120
			委託料	リーフレット作成費	770			
			負担金補助及び交付金	一般負担金	44			

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	里親制度の普及・啓発に係る活動				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		65	R7	目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標			50	55	60	65
		実績			47	32		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	東京都児童相談所との連携として、里親制度の普及・啓発について区としても注力しており、パネル展や体験発表会などの開催、会議への出席、広報活動などを指標とし、今後も積極的に活動していく。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標					単位	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
				目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	今年度の新保健施設開設時にあわせて、当該施設で都児童相談所職員が定期的に業務を行う墨田区版「都区合同サテライトオフィス」を設置し、区内完結型の児童相談体制を構築する。一時保護所の設置は継続検討する。

課題・問題点
●設置に係る財政負担 ●専門的人材の確保 ●一時保護所の整備

施 策	策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	要保護児童対策強化事業費(児童虐待未然防止推進事業)						3
目 的	児童虐待の未然防止を徹底するため、子育て家庭をとりまく関係機関との連携等を通じて、「支援が必要な家庭」を早期に把握し、支援のコーディネートをすることで、子育てしやすい環境を整備する。						主管課・係(担当)
							子育て支援総合センター子ども・家庭支援連携担当
							内線3439
対 象 者	25歳以下の初産妊産婦の家庭(妊娠届出時から産後1年まで)						
根 拠 法 令 関 連 計 画	予防的支援推進とうきょうモデル事業実施要綱、予防的支援推進とうきょうモデル事業実施要領 墨田区要保護児童対策地域協議会に関する要綱、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等						
実 施 基 準	都基準	実施方法	直営	人員体制・委託先			7名
事 業 内 容	(1)支援チームの設置 (2)要保護児童対策地域協議会の強化 (3)子育て支援サービスの充実にに向けたニーズの把握						
	令和4年度の実績 人材育成やチーム作りを目的とした研修への参加や、虐待通告のあった事例について支援内容の振返り、25歳以下の初産妊婦に対してのニーズ調査、また、3件のパイロットケースや34件のモデルケースへ妊娠早期から産後1年までの支援を開始した。						
経 過	開始年度	令和3年度			終了予定	令和6年度	
	1「新たな児童相談のあり方について」(令和2年12月東京都児童福祉審議会提言) (1)虐待通告を受けてから支援を開始する対症療法的な対応だけでは、事態の改善を図ることは困難である。 (2)支援の必要な家庭を早期に支援へつなげ、虐待の未然防止を抜本的に強化する予防的支援モデルの確立が必要である。 2「予防的支援推進とうきょうモデル事業」 都はこの提言を踏まえ、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」をスタートした(実施期間は令和3年度から5年度までの3か年)。指定したモデル自治体に支援チームを設置し、支援の効果分析やエビデンスの蓄積を踏まえた取組を実施、検証しながら、支援方法の確立を目指すこととした。(モデル自治体:大田区、渋谷区、調布市及び墨田区の4区市)。						
議 会 質 問 の 状 況	・令和4年6月議会(6月21日)子ども文教委員会「予防的支援推進とうきょうモデル事業の進捗について」で事業経過と進捗等を報告。質疑応答、意見交換を行った。 ・令和5年3月議会(3月9日)子ども文教委員会「新保健施設等複合施設における新たな子育て支援体制の構築について」で事業について質問があった。						
そ の 他 特 記 事 項	当該事業の実施期間は、モデル事業として令和3年から令和5年の3か年であったが、事業の効果検証に必要な支援者数の確保とその後の支援期間(産後1年)の確保のため、令和6年度まで延長になった。						

予算・決算額推移(単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額(事業費)				954	7,902	7,780	8,845
A.決算額(令和6年度は見込み)				732	7,821	7,409	8,845
財 源	国			419		94	279
	都				3,575	7,255	8,563
	その他						
一般財源		0	0	313	4,246	60	3
執行率(%)		#DIV/0!	#DIV/0!	76.7%	99.0%	95.2%	100.0%
B.人コスト				43,978	49,096	51,211	
総事業決算額(A+B)		0	0	44,710	56,917	58,620	
予算書P(令和6年度)		P176 8-2(2)		執行実績報告書P(令和5年度)		P115 2(2)	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	会計年度任用職員	6,075	報酬	会計年度任用職員	5,994	報酬	会計年度任用職員	6,370
職員手当等	期末手当	1,077	職員手当等	期末手当	1,237	職員手当等	期末手当	2,304
旅費	管内旅費	20	旅費	管内旅費	53	旅費	費用弁償	22
	費用弁償	20		費用弁償	16	需用費	一般需用費	40
需用費	一般需用費	6	需用費	一般需用費	12	役務費	通信運搬費	49
役務費	通信運搬費	17	役務費	通信運搬費	41	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	60
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	606	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	53			

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	チームケア会議開催				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		15	R6	目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標		0	47	46	15	
		実績		0	9	24		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	保健センターとの検討を重ね、一体的に支援を行ったケースの数で組織間連携の推進を計る。 令和6年11月でモデル事業対象者への支援が終了する。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	検討ケース数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		30	R6	目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標		0	62	92	30	
		実績		0	16	62		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	保健センターと検討したケースの数で連携の推進を計る。 令和6年11月でモデル事業対象者への支援が終了する。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	事業を通じて、保健と子育て支援総合センターとの連携を図る意識の醸成はできた。

課題・問題点
事業を進めていく上での保健センターと子育て支援総合センターとの課題(情報共有等)解決に取り組みながら、連携体制を構築する必要がある。

施 策	策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	児童虐待対応強化事業						4
目 的	従来からの要保護・要支援家庭に対する継続支援を充実させ、迅速に対応するため、「子ども家庭相談システム」を活用し、子ども及び保護者への迅速な対応につなげる。児童相談所の区への移管を見据え、専門知識を持つ職員を育成し、子育て支援総合センターの体制強化を図っていく。						主管課・係（担当）
							子育て支援総合センター子ども相談担当
							5630-6351
対 象 者	要保護・要支援家庭						
根 拠 法 令	墨田区子育て支援総合センター条例、墨田区子育て支援総合センター条例施行規則、東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱、墨田区要保護児童対策地域協議会設置要綱						
関 連 計 画	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等						
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先		主査3、常勤8、会計年度6	
事 業 内 容	・平成26年度「子ども家庭相談システム」の導入 ・児童虐待対応強化のための専門相談員の配置						
経 過	開始年度	平成26年度			終了予定		
	平成26年度 子ども家庭相談システム導入 平成28年度 児童虐待実態調査実施、児童虐待対応専門員1名（児童相談所OB）採用 平成30年度 児童虐待対応専門員（児童相談所OB）2名に増員（令和4年度1名に戻る） 令和元年度 要支援家庭を対象としたショートステイ事業開始						
議 会 質 問 の 状 況							
そ の 他 特 記 事 項							

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		14,446	12,581	12,721	12,909	12,129	44,792
A.決算額（令和6年度は見込み）		13,232	11,946	12,349	10,210	11,551	44,792
財 源	国	2,307	4,081	2,558	2,655	3,749	4,656
	都	6,348	4,363	3,064	4,588	5,052	5,439
	その他						
一般財源		4,577	3,502	6,727	2,967	2,750	34,697
執行率（%）		91.6%	95.0%	97.1%	79.1%	95.2%	100.0%
B.人コスト			44,139	7,916	7,361	7,661	
総事業決算額（A+B）		13,232	56,085	20,265	17,571	19,212	
予算書P（令和6年度）		P177 8-4		執行実績報告書P（令和5年度）		P116 4	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	虐待対応強化専門相談員	1,762	報酬	虐待対応強化専門相談員	1,668	報酬	虐待対応強化専門相談員	1,650
報償費	講師謝礼（弁護士）	55	報償費	講師謝礼（弁護士）	72	報償費	講師謝礼（弁護士）	105
旅費	虐待対応強化専門相談員	0	旅費	虐待対応強化専門相談員	12	旅費	虐待対応強化専門相談員	39
需用費	消耗品	54	需用費	消耗品	51	需用費	消耗品	105
委託料	要支援ショートステイ事業費等	6,260	委託料	要支援ショートステイ事業費等	6,812	委託料	要支援ショートステイ事業費等	40,046
使用料及び賃賃料	子ども家庭相談システムパソコン増上等	1,886	使用料及び賃賃料	子ども家庭相談システムパソコン増上等	2,703	使用料及び賃賃料	子ども家庭相談システムパソコン増上等	2,847
			備品購入費	発達検査用具	170			

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	児童虐待相談対応実施人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標				
				実績	540	488	602	773
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績	1,036	1,086	1,165	1,208		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業については、目標値を設定するものではなく、児童虐待相談対応の人数の多寡で評価することが適当でない事業である。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	新規受理件数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標				
				実績	256	273	379	503
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績	734	717	731	741		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業については、目標値を設定するものではなく、児童虐待相談対応の人数の多寡で評価することが適当でない事業である。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	子育て支援総合センター職員の人材育成を継続的に行い、積極的な研修の受講や専門職からの指導・助言を受け、今後も児童虐待対応力の向上を図っていく。

課題・問題点

施策	策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事業名	(特別)児童扶養手当支給事務						5
目的	【児童扶養手当】 児童福祉・母子福祉の増進及び生活の安定 【特別児童扶養手当】 児童福祉・障害福祉の増進及び生活の安定						主管課・係（担当）
							子育て支援課児童手当・医療助成係
							03-5608-6376
対象者	【児童扶養手当】 18歳の年度末まで（一定以上の障害を有する場合は20歳未満）の児童を監護養育するひとり親家庭等 【特別児童扶養手当】 一定以上の障害を由する20歳未満の児童を監護養育する家庭						
根拠法令	【児童扶養手当】 児童扶養手当法						
関連計画	【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当法						
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤3・会計年度任用職員2		
事業内容	【児童扶養手当】 離婚・死別等により父又は母のいない18歳の年度末まで（一定の障害を有する場合は20歳未満）の児童を監護養育する者に対し、申請に基づいて手当を支給する。 【特別児童扶養手当】 一定以上の障害（身障手帳3級・愛の手帳3度程度以上の障害を有するか、疾病等により同等の状態）にある20歳未満の児童を監護養育する者に対し、申請に基づいて手当を支給する。						
経過	開始年度	昭和37年度			終了予定	-	
	◆児童扶養手当 昭和37年 児童扶養手当法施行 平成14年 児童扶養手当事務が都から区へ移譲される 平成22年 母子家庭へ支給対象拡大（8月） 平成26年 手当と公的年金等の併給制限の見直し 平成30年 支給制限に関する所得の算定方法の変更 平成31年 支払回数の変更（年3回から年6回へ） 令和2年 障害基礎年金等の併給制限と支給制限に関する所得の算定方法の変更 ◆特別児童扶養手当 昭和39年 重度精神薄弱児童扶養手当法により発足 昭和41年 特別児童扶養手当法施行						
議会質問の状況							
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・8月1日～8月31日現況届受付期間(児童扶養手当) ・令和7年1月～ 法改正による所得制限緩和及び手当額変更予定(児童扶養手当)						

予算・決算額推移(単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額(事業費)		993,700	767,291	708,973	687,354	661,526	677,772
A.決算額(令和6年度は見込み)		987,956	741,557	701,205	672,373	653,646	677,772
財源	国	329,263	244,278	233,539	221,958	216,526	224,538
	都						
	その他						200
一般財源		658,693	497,279	467,666	450,415	437,120	453,034
執行率(%)		99.4%	96.6%	98.9%	97.8%	98.8%	100.0%
B.人コスト		34,952	35,345	26,387	24,582	25,816	
総事業決算額(A+B)		1,022,908	776,902	727,592	696,955	679,462	
予算書P(令和6年度)		P167 3		執行実績報告書P(令和5年度)		P102 3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	会計年度任用職員報酬	2,464	報酬	会計年度任用職員報酬	2,744	報酬	会計年度任用職員報酬	2,760
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	525	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	639	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,352
需用費	封筒・申請用紙等	303	需用費	封筒・申請用紙等	316	需用費	封筒・申請用紙等	370
役務費	郵送料等	616	役務費	郵送料等	518	役務費	郵送料等	632
扶助費	児童扶養手当	668,465	扶助費	児童扶養手当	649,429	扶助費	児童扶養手当	672,658

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	支給月数				単位	月数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		-	7	目標	-	-	-	-
				実績	12	12	12	15
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	-	-	-
		実績	12	12	12	12		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	(特別)児童扶養手当は月額で支給しているため。 なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。 R1年度のみ支給回数の変更により15か月となった。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	(特別)児童扶養手当受給者数 ※()内数値は特別児童扶養手当受給者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		-	7	目標	-	-	-	-
				実績	1719(206)	1653(209)	1588(193)	1483(189)
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	-	-	-
		実績	1419(173)	1372(160)	1298(171)	1277(172)		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	申請に基づき受給資格の認定を行っているため。 なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図っていく。申請及び認定等の手続きについて滞りなく適切に行っていく。

課題・問題点
申請される方の中には、複雑な家庭環境下にある方も一定数いる。手当の対象となる方には円滑に手続きができるよう適切な案内を行っていく。また、手当の対象外となる場合でも、他の事業が活用できないか考慮し、ひとり親家庭等を支援していく。

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	ひとり親家庭等の医療費の助成					6
目 的	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。					主管課・係（担当）
						子育て支援課児童手当・医療助成係
						03-5608-6376
対 象 者	ひとり親家庭の父又は母及び児童、養育者及び養育者が養育するひとり親家庭等の児童 ・児童とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で障害の状態にある者をいう。 ・ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する過程をいう。 ①父母が婚姻を解消、②父又は母が死亡、障害の状態、生死が明らかでない、婚姻によらない懐胎等					
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例					
実 施 基 準	都基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1	
事 業 内 容	医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成。 ①住民税が本人と扶養義務者とともに非課税（自己負担なし） ②住民税が本人と扶養義務者のいずれかに課税（1割の自己負担あり）					
経 過	開始年度	平成2年度			終了予定	
	[平成2年4月] ひとり親家庭医療費助成制度開始 [平成6年10月] 健康保険法等の改正により、入院時食事療養費標準負担額を助成対象とした。 [平成9年9月] 健康保険法等の改正により、薬剤一部負担金を助成対象とした。 [平成11年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き下げた。（扶養親族1人の場合1,920千円） [平成13年1月] 老人保健法の規定による一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）入院時食事療養費標準負担額を対象者の負担とした。 [平成14年10月] 老人保健法の一部改正にあわせ、一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）を定額制から定率1割負担とした。 [平成15年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き上げとともに、所得範囲に養育費を含めることとした。（扶養親族1人の場合2,300千円） [平成16年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得の範囲に児童自身が受け取った養育費を含めることとした。 [平成18年1月] ひとり親家庭医療費助成制度の名称を障害者家庭や養育者の家庭等も含むことに考慮し、ひとり親家庭等医療費助成制度に改定した。 [平成18年10月] 障害者自立支援法が児童福祉施設に適用されたことにより、制度の対象者に、契約により入所したものも含める。 [平成20年4月] 老人保健法の一部改正にあわせ、一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）は、準拠する。 [平成21年4月] 児童福祉法の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業に従事している者及び行う者に委託されている者を制度の対象外とした。 [平成24年8月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、DV法による保護命令を受け、ひとり親家庭となったケースについては、対象とする。 [平成30年8月] 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に準拠して、ひと月あたりの自己負担上限額を改定した。 [令和元年8月] 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に準拠して、ひと月あたりの自己負担上限額を改定した。					
議 会 質 問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 11月1日～11月30日 現況届受付期間					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		85,887	70,844	70,206	74,361	70,586	67,302
A.決算額（令和6年度は見込み）		74,304	65,230	65,590	63,967	56,959	67,302
財 源	国						
	都						
	その他	100	100	100	100	100	100
一般財源		74,204	65,130	65,490	63,867	56,859	67,202
執行率（%）		86.5%	92.1%	93.4%	86.0%	80.7%	100.0%
B.人コスト		17,476	8,822	8,796	8,179	8,512	
総事業決算額（A+B）		91,780	74,052	74,386	72,146	65,471	
予算書P（令和6年度）		P140 17		執行実績報告書P（令和5年度）		P76 18	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	医療証の印刷等	112	需用費	医療証の印刷等	185	需用費	医療証の印刷	224
役務費	郵便料金	263	役務費	郵便料金	274	役務費	郵便料金	278
委託料	審査手数料及び事務費	1,528	委託料	審査手数料及び事務費	1,323	委託料	審査手数料及び事務費	1,624
扶助費	医療助成費	62,065	扶助費	医療助成費	55,179	扶助費	医療助成費	65,176

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標	-	-	-	-
				実績	32333	30311	29593	28375
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	-		
		実績	23970	24170	23477	20889		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	対象者の疾病又は負傷について、医療保険による療養の給付が行われた場合に、医療費を助成した件数を把握する。なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	助成対象者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標	-	-	-	-
				実績	2414	2283	2253	2090
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	-		
		実績	1997	1718	1534	1295		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	ひとり親家庭等の対象者からの申請に基づき認定を行うため、対象者数を把握する。なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	ひとり親家庭に対し、適切に医療費の助成をすることで、健康維持・増進及び福祉の向上を図っていく。

課題・問題点
申請者の状況を傾聴し、適切に関連部署にもつなぐことで、ひとり親家庭等を支援していく。

施 策	策 463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる				部内優先順位
事 業 名	養育支援訪問事業					7
目 的	要支援家庭等に対し、個別設定した目標に基づき、適切な養育の支援を行うことにより、保護者が安心して子どもを養育できる状態を確保する。					主管課・係（担当）
						子育て支援総合センター子ども相談担当
						5630-6351
対 象 者						
根 拠 法 令	児童福祉法、養育支援訪問事業実施要項					
関 連 計 画						
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤1名、子育てサポーター（ほっとサポーター）	
事 業 内 容	養育支援訪問事業が必要と判断した家庭に対して、関係機関から本事業を紹介して利用を促す。対象家庭からの申請に応じて問題、課題を把握する。 (1)相談・指導・・・子育て支援総合センター、保健センター (2)家事援助・育児援助・・・子育て支援総合センターが認定した民生委員、子育てサポーター（ほっとサポーター）による訪問					
経 過	開始年度	平成22年度		終了予定	予定なし	
	平成22年4月 墨田区養育支援訪問事業実施要綱制定 平成22年9月 養育支援訪問事業開始 令和 2年4月 事業一部委託開始					
議 会 質 問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		758	1,098	1,153	1,025	1,179	1,273
A.決算額（令和6年度は見込み）		280	1,098	986	856	1,031	1,273
財 源	国	276	366	258	341	341	341
	都	276	366	258	341	341	341
	その他						
一般財源		-272	366	470	174	349	591
執行率（%）		36.9%	100.0%	85.5%	83.5%	87.4%	100.0%
B.人コスト					4,089	4,256	
総事業決算額（A+B）		280	1,098	986	4,945	5,287	
予算書P（令和6年度）		P176 8-2(8)		執行実績報告書P（令和5年度）		P116 2(8)	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料		856	委託料		1,031	委託料		1,273

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	養育支援訪問実施件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		8	37	目標	14	13	11	10
				実績	14	12	12	16
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	10	9	9	8	8	8
		実績	26	24	36	38		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	要保護・要支援家庭数に応じ、事務事業が効果的に運営されていることが確認できるため、目標値については、要支援家庭及び要保護家庭の件数が少ない状態が望ましい。しかし、そのような家庭の発見率は、高めていく必要がある。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	養育支援訪問実施延べ回数				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		82	37	目標	139	125	113	101
				実績	139	72	107	169
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	91	82	82	82	82	82
		実績	182	217	319	312		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	目標値については、要支援家庭及び要保護家庭へ支援する日数が少ない状態が望ましいが、必要な家庭には十分な支援を行うことが欠かせない。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	令和2年度から、利用者とサポーターのマッチングやサポーター養成研修を訪問型保育事業者へ委託を開始した。

課題・問題点